

第 3 回東アジア首脳会議(EAS)参加国外相会議議長声明(骨子)

平成 25 年 7 月 2 日

- 閣僚は、地域のアーキテクチャーの中で EAS の重要性が増していることを認識。閣僚は、EAS が平和と安定及び経済的繁栄を促す目的で、広範囲にわたる戦略的、政治的、及び経済的分野にかかる共通の課題について対話及び協力を行うための首脳主導のフォーラムであるとの認識の下、EAS の更なる強化の必要性及び首脳の議論及び決定が適切にフォローアップされ、具体的なプロジェクトや結果に反映されることを確保する必要性を強調。
- 閣僚は、第 7 回 EAS で採択された「開発イニシアティブに関するプノンペン宣言」が効果的かつ適時に履行されることを期待。この点、中国が、同宣言の履行のためのアクション・プランを作成することを提案したことを歓迎し、同提案を進める前に事務方がプノンペン宣言における EAS のイニシアティブの現状をレビューすることで一致。
- 閣僚は、ロシアが、アジア大洋州地域における安全保障協力強化の原則に関する枠組みを提案したことを賞賛。この点、閣僚は、既に存在する安全保障協力を考慮にしながらこの事項に関する対話やワークショップを行うよう高級実務者に指示。
- 閣僚は、ブルネイが、EAS において確立されてきた原則、目的及び様式に基づき、EAS をさらに整理し、強化することを目的として実績の評価等を実施することを提案したことを歓迎。
- 閣僚は、カンボジアと日本の共同議長の下、2013 年 5 月 18 日に東京において開催された第 2 回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話の成果を歓迎。
- 閣僚は、日本の「キズナ強化プロジェクト」に感謝し、「JENESYS 2.0」及び「KAKEHASHI プロジェクト」の立ち上げを歓迎。
- 閣僚は、第 7 回 EAS で採択された「マラリア対策及び薬剤耐性マラリアへの地域的な対応に関する宣言」の実施に期待。この点、第 8 回 EAS の際に、豪州及びベトナムの首脳の共同議長の下で「アジア太平洋リーダーズ・マラリア・アライアンス」を立ち上げることを歓迎。閣僚は、多様な保健ニーズに対応するために、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを促進する重要性を確認。
- 閣僚は、地域的な枠組みを通じた災害管理に関する協力を強化する重要性を再確認。閣僚は、AHA センターの設立に対する EAS 参加国からの支援を歓迎。
- 閣僚は、2015 年に日本において行われる第 3 回国連防災世界会議に対して協力して

いくことを確認。

- 閣僚は、金融協力の重要性を認識し、EAS 協力の優先事項であるこの分野を発展させることへの支持を表明。
- 閣僚は、第 6 回 EAS で採択された「ASEAN 連結性に関する EAS 宣言」を考慮し、ASEAN 連結性マスタープラン(MPAC)の実施を支援するために更なる協力を促進し、東アジア地域内の連結性を強化する必要性を再確認。閣僚は、MPAC 実現のための連結性プロジェクトの資金問題を解決するために、ASEAN 連結性調査委員会(ACCC)と EAS 参加国の非 ASEAN 諸国間で行われている関与を歓迎。また、これには、豪州の「EAS 連結性フォーラム」の創設に関するペーパーを含むことに留意。
- 閣僚は、EAS 参加国の間の経済関係を強化する必要性を認識し、RCEP 交渉の重要性を強調。
- 閣僚は、食料安全保障を 2013 年の EAS における重点分野とすることと、第 8 回 EAS において採択予定の「食料安全保障に関する EAS 宣言」についての高級実務者による作業の進展を歓迎。
- 閣僚は、「持続可能な漁業管理と海洋環境保護を通じた東アジア地域における食料安全の強化に関するトラック 2 スタディ・グループ」の TOR を採択し、2013 年 9 月までにスタディ・グループの代表者を指名することを期待。
- 閣僚は、地域の平和、安定、及び海洋安全保障の重要性を強調し、海洋協力を促進するための協力に向けての努力についての首脳呼びかけをくりかえし述べ、2013 年後半にマレーシアにて第 4 回 ASEAN 海洋フォーラム及び第 2 回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合が開催されることに期待。
- 閣僚は、非伝統的安全保障分野における協力をさらに強化する必要性を共有。閣僚は、軍縮及び核兵器・大量破壊兵器の不拡散等のためのグローバル・レジームの強化を強く支持し、不拡散及び軍縮の義務のための厳格な検証メカニズムの更なる検討を呼びかけ。
- 閣僚は、2015 年までに東アジアの MDGs を達成するための努力を加速化させる重要性を強調。
- 閣僚は、南シナ海の平和と安定を維持する重要性を強調し、南シナ海に関する六項目原則についての ASEAN 声明に留意した。閣僚は、1982 年の国連海洋法条約(UNCLOS)を含む普遍的に認められた国際法の原則に従い、直接関係する主権国家

による友好的協議と交渉を通じ平和的に紛争を解決する重要性を強調した。閣僚は、ASEANと中国の間の、南シナ海に関する行動宣言(DOC)を、DOC履行のガイドラインを含めて、完全かつ効果的に履行し、南シナ海における行動規範(COC)のコンセンサスに基づく採択に向けて作業するとの共同コミットメントを歓迎した。この点に関し、閣僚は、ASEANと中国の間で相互信頼、信任と協力のための協議及び対話が続けられていること及び2013年5月29日にタイのバンコクにおいてDOC履行に関する第8回ASEAN・中国共同作業部会が開催されたことを評価した。閣僚は、DOC履行に関する第6回ASEAN・中国高級事務レベル会合及びDOC履行に関する第9回共同作業部会が2013年9月に中国において開催される予定であること、また、これらの会合において全ての国が行動規範に関する公式協議を行うことに勇気づけられた。閣僚は、そのような協議に支援を提供するため、賢人・専門家会合(EPEG)及び／もしくは、その他のメカニズムを設置するためのステップがとられることに留意した。

- 閣僚は、朝鮮半島の平和、安全と安定の重要性を強調し、六者会合の再開を含む平和的な対話を慫慂した。閣僚は、すべての関連国連安保理決議及び2005年9月19日の六者会合共同声明の下でのコミットメントに対する義務を完全に遵守することの重要性を繰り返し述べた。閣僚は、すべての関連国連安保理決議を全面的に履行すると、そのコミットメントと平和的な方法で朝鮮半島の非核化を実現するためのすべての努力に対する完全な支援を再確認した。この点に関し、閣僚は、韓国の大統領が提案した朝鮮半島における信頼醸成プロセス及び平和と協力のイニシアティブを歓迎した。閣僚は、また、国際社会の人道上の懸念事項に対処する重要性を強調した。